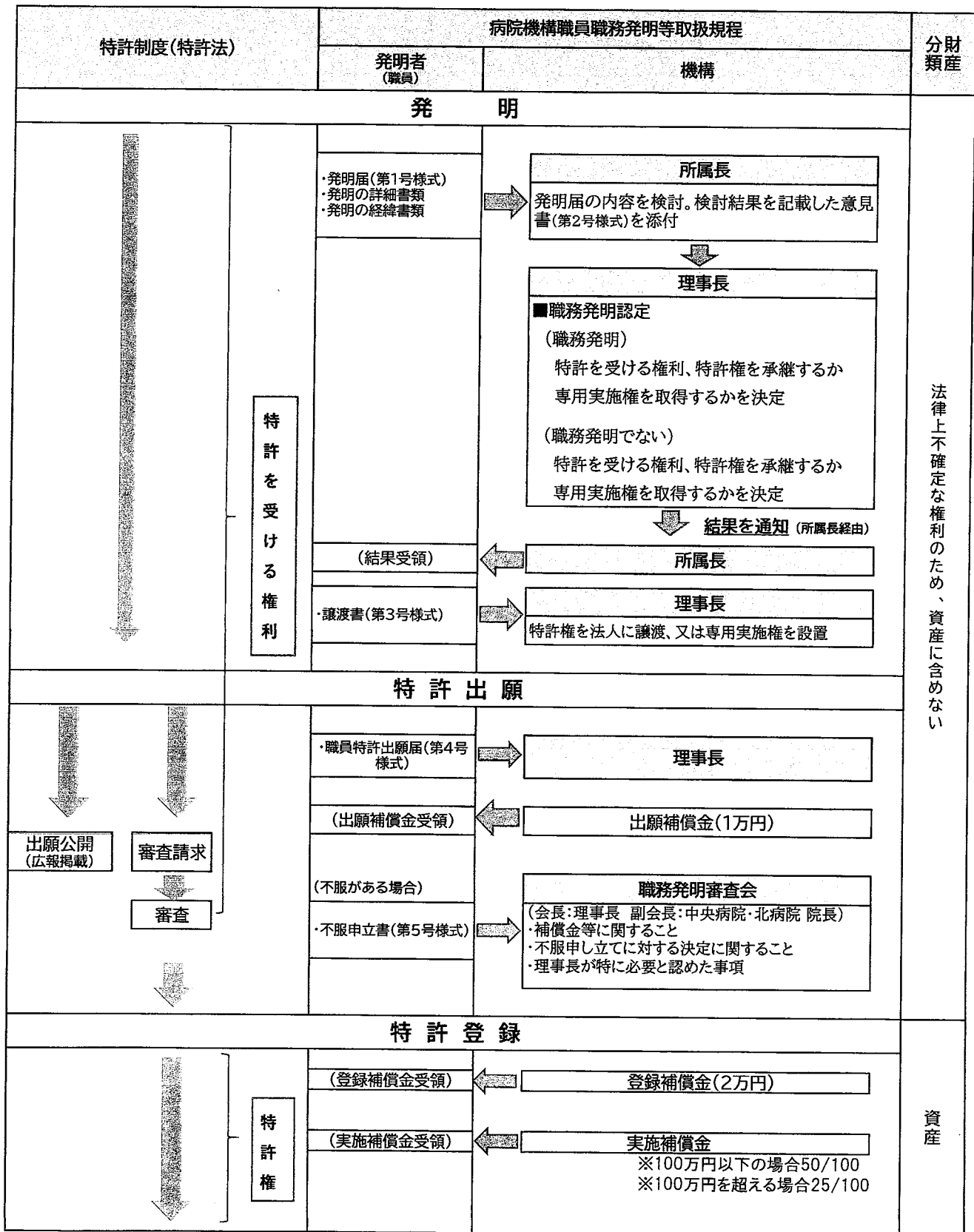


● 規程制定の概要

要 旨	地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規程を制定する。
内 容	1 制定する規程 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規程 2 規程制定の目的 職員がした発明、考案、意匠の創作の取り扱いを適正に行い、発明者の権利を保障し、併せて職員の発明等に対する意欲の増進を図る。 3 規程制定の背景等 ・ 設立団体である県は、昭和 48 年度から「山梨県職員職務発明等取扱規則」（昭和 48 年 4 月 1 日施行）を制定。 ・ 本機構においても、臨床研究の進展に伴い、県に準じて職務発明に係る取り扱いについて関係規程を整備し、職員の研究促進を図ることとする。 4 規程の内容 参考資料 1 のとおり
施行期日	令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職務発明規程 イメージ図



地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員がした発明、考案及び意匠の創作の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「勤務発明」とは、職員がその勤務に関連してした発明をいう。

2 この規則において「職務発明」とは、勤務発明であって、その内容が理事長の権限に属する事務の範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(権利の帰属)

第3条 地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）は、勤務発明及び職務発明について、この規則の定めるところにより特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は専用実施権を取得することができる。

(発明の届出)

第4条 職員が勤務発明をしたときは、当該発明をした職員（以下「発明者」という。）は、直ちに発明届（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 一 発明の内容を詳細に記載した書類
- 二 発明をするに至った経過を詳細に記載した書類
- 三 発明が2人以上の者（職員以外の者を含む。）によって共同してなされた場合には、当該発明をした者相互間の持分の割合及びその根拠を記載した書類

2 所属長は、前項の届出を受理したときは、当該届出に関する書類を検討し、当該検討の結果を記載した意見書（第2号様式）を添え、理事長に提出しなければならない。

(届出に対する認定等)

第5条 理事長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、直ちに当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、当該発明について法人が特許を受ける権利若しくは特許権を承継するかどうか、又は専用実施権を取得するかどうかを決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による認定又は決定をしたときは、すみやかに当該発明者に対し、所属長を経由してその旨を通知するものとする。

(職務発明でない勤務発明の承継)

第6条 理事長は、前条の規定による認定の結果、職務発明でないと認定した発明について、発明者から申出があつたときは、すみやかに当該発明について法人が特許を受ける権利若しくは特許権を承継するかどうか、又は専用実施権を取得するかどうかを決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、通知するものとし、その通知については、前条第2項の規定を準用する。

(特許を受ける権利等の譲渡等の義務)

第7条 発明者は、前2条の規定により法人が特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は専用実施権を取得すると決定したときは、すみやかに譲渡書（第3号様式）を理事長に提出し、特許を受ける権利若し

くは特許権を法人に譲渡し、又は法人のために専用実施権を設定しなければならない。

(特許の出願)

第8条 理事長は、第5条及び第6条の規定により法人が特許を受ける権利を承継したときは、すみやかに特許出願を行なうものとする。

2 発明者は、第5条及び第6条の規定により職務発明でないと認定し、又は当該発明について法人が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、特許出願を行なってはならない。ただし、発明者が第4条第1項の届出をした場合において、緊急に特許出願を行なう必要があるときは、この限りでない。

3 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願を行なったときは、直ちに当該特許出願に関する書類の写しを添え、職員特許出願届(第4号様式)を所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

(第三者への権利譲渡等に対する制限)

第9条 発明者は、第5条及び第6条の規定により法人が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定し、又は専用実施権を取得しないと決定した後でなければ、特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

(出願補償金の支払)

第10条 理事長は第7条の規定により法人が特許を受ける権利を取得し、かつ、当該発明について特許出願をしたとき、又は、第8条第2項ただし書の規定による特許出願をした場合において、当該出願に係る発明について特許を受ける権利を取得したときは、当該発明に係る発明者に対し出願補償金として権利1件につき1万円を支払うものとする。

(登録補償金の支払)

第11条 理事長は、第8条の規定により特許出願をした発明について特許権を取得したとき、又は第7条の規定により法人が特許権若しくは専用実施権を取得したときは、当該取得に係る発明者に対し、登録補償金として権利1件につき2万円を支払うものとする。

(実施補償金の支払)

第12条 理事長は、第7条の規定により法人が取得した特許を受ける権利、特許権又は専用実施権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、実施補償金として、毎年度における収入を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額を、当該年度の翌年度の7月末日までに支払うものとする。

一 100万円以下の金額 100分の50

二 100万円を超える金額 100分の25

(発明者が負担した特許出願手数料等相当額の支払)

第13条 理事長は、第7条の規定により法人が特許を受ける権利若しくは特許権を譲り受け、又は専用実施権の設定を受けた場合において、発明者が既に出願手数料、出願審査手数料等特許出願のために直接必要とする費用を支出したときは、発明者の申出により当該費用に相当する額を発明者に支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第14条 第10条から第12条までに規定する補償金又は前条に規定する特許出願のために直接必要とする費用(以下「補償金等」という。)は、支払を受ける権利を有する発明者が2人以上ある場合、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(補償金等支払の通知)

第15条 理事長は、第10条から前条までの規定により補償金等の支払の決定をしたときは、通知するも

のとし、その通知については、第5条第2項の規定を準用する。

(不服の申立)

第16条 発明者は、その発明に係る第5条の規定による認定若しくは決定又は補償金等に関する決定に不服のあるときは、これらの通知を受けた日から3月以内に、理事長に対し不服申立書(第5号様式)により不服の申立をすることができる。

2 理事長は、前項の申立を受けたときは、申立に対する決定を行ない、不服の申立を受けた日から2月以内にその結果を申立人に通知するものとする。

(職務発明審査会)

第17条 次の事項を審議するため地方独立行政法人山梨県立病院機構職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 補償金等に関すること。
- 二 前条第1項の規定による不服の申立に対する決定に関すること。
- 三 その他理事長が特に必要と認めた事項

第18条 審査会に会長、副会長及び委員若干人を置く。

2 会長は理事長を、副会長は中央病院及び北病院院長をそれぞれ充て、委員は職員のうちから理事長が任命する。

第19条 会長は、会務を総理し、審査会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第20条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

第21条 審査会の庶務は、本部事務局企画経理課において処理する。

(転任、退職等における補償)

第22条 発明者が有する補償金等の支払を受ける権利は、当該発明者が転任し、又は退職した後も存続するものとし、当該発明者が死亡したときは、その相続人が承継するものとする。

(秘密の保持)

第23条 発明者、審査会の委員その他関係者は、発明の内容その他発明者及び法人の利害に関係のある事項について、当該発明が出願公告されるまで、その秘密を守らなければならない。

(考案等に関する準用)

第24条 第2条から前条までの規定は、考案及び意匠の創作について、準用する。この場合において、考案及び意匠の創作については、第10条中「1万円」とあるのは「5千円」と、第11条中「2万円」とあるのは「1万円」と読み替えるものとする。

(実施規定)

第25条 この規則の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施工期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

年 月 日

発 明 届

地方独立行政法人山梨県立病院機構 理事長 殿

発明者
所 属
職氏名

発明の名称

--

このたび上記の勤務発明をしたので、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規則第4条第1項の規定により関係書類を添えてお届けします。

なお、職務発明でないと認定された場合は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規則第6条第1項による申出 {行います・行いません}

備 考

注1 共同発明である場合は、共同発明者の所属・職氏名を連記すること。

2 発明者が当該発明についてすでに特許出願をした場合においては、出願年月日及び出願番号を備考欄に記入すること。

年 月 日

意 見 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構 理事長 殿

所属長職氏名

発 明 の 名 称

発明者の所属及び職氏名

発明をするに至った動機

上記発明について次のとおり意見を申し述べます。

1 発明者の希望意見

職務発明かどうか	権利の帰属に関する希望	持 分	備 考

2 所属長の意見

職務発明かどうか	権利の帰属に関する意見	持 分	備 考

注1 発明をするに至った動機は、職務発明かどうかの認定に役立つよう記入すること。

2 「持分」の欄は、共同発明の場合のみ記入すること。

年 月 日

譲 渡 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構 理事長 殿

発明者
所 属
職氏名

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規則第7条の規定により、次の発明にかかる を、地方独立行政法人山梨県立病院機構に譲渡します。

発明の名称

備 考

注1 共同発明である場合は、共同発明者の所属・職氏名を連記すること。

2 発明者が、当該発明についてすでに特許出願をした場合においては、出願年月日及び出願番号を備考欄に記入するとともに、特許出願に関する書類の写しを添付すること。

年 月 日

職 員 特 許 出 願 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構 理事長 殿

発明者
所 属
職氏名

1 発明の名称

2 出願年月日

3 出 願 番 号

上記の発明については、次の理由により地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規則第8条第2項の規定により発明者の名義で特許出願を行いましたから、同条第3項の規定により、特許出願書類の写しを添えてお届けします。

出願理由

年 月 日

不 服 申 立 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構 理事長 殿

発明者
所 属
職氏名

年 月 日付け 第 号の決定通知書を受領しましたが、次の理由のとおり
不服がありますので地方独立行政法人山梨県立病院機構職員職務発明等取扱規則第16条第1項
の規定により不服の申立をします。

不服の理由

山梨県職員職務発明等取扱規則

昭和48年3月29日

山梨県規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員がした発明、考案及び意匠の創作並びに種苗の育成の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「勤務発明」とは、職員がその勤務に関連してした発明をいう。

2 この規則において「職務発明」とは、勤務発明であつて、その内容が知事の権限に属する事務の範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(権利の帰属)

第3条 県は、勤務発明及び職務発明について、この規則の定めるところにより特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は専用実施権を取得することができる。

(発明の届出)

第4条 職員が勤務発明をしたときは、当該発明をした職員(以下「発明者」という。)は、直ちに発明届(第1号様式)に次に掲げる書類を添え、所属長を経由して知事に提出しなければならない。

- 一 発明の内容を詳細に記載した書類
- 二 発明をするに至った経過を詳細に記載した書類
- 三 発明が2人以上の者(職員以外の者を含む。)によって共同してなされた場合には、当該発明をした者相互間の持分の割合及びその根拠を記載した書類

2 所属長は、前項の届出を受理したときは、当該届出に関する書類を検討し、当該検討の結果を記載した意見書(第2号様式)を添え、知事に提出しなければならない。

(届出に対する認定等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による届出があつたときは、直ちに当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、当該発明について県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継するかどうか、又は専用実施権を取得するかどうかを決定するものとする。

2 知事は、前項の規定による認定又は決定をしたときは、すみやかに当該発明者に対し、所属長を経由してその旨を通知するものとする。

(職務発明でない勤務発明の承継)

第6条 知事は、前条の規定による認定の結果、職務発明でないと認定した発明について、発明者から申出があつたときは、すみやかに当該発明について県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継するかどうか、又は専用実施権を取得するかどうかを決定するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をしたときは、通知するものとし、その通知については、前条第2項の規定を準用する。

(特許を受ける権利等の譲渡等の義務)

第7条 発明者は、前2条の規定により県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は専用実施権を

取得すると決定したときは、すみやかに譲渡書(第3号様式)を知事に提出し、特許を受ける権利若しくは特許権を県に譲渡し、又は県のために専用実施権を設定しなければならない。

(特許の出願)

第8条 知事は、第5条及び第6条の規定により県が特許を受ける権利を承継したときは、すみやかに特許出願を行なうものとする。

2 発明者は、第5条及び第6条の規定により職務発明でないと認定し、又は当該発明について県が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、特許出願を行なってはならない。ただし、発明者が第4条第1項の届出をした場合において、緊急に特許出願を行なう必要があるときは、この限りでない。

3 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願を行なったときは、直ちに当該特許出願に関する書類の写しを添え、職員特許出願届(第4号様式)を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

(第三者への権利譲渡等に対する制限)

第9条 発明者は、第5条及び第6条の規定により県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定し、又は専用実施権を取得しないと決定した後でなければ、特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

(出願補償金の支払)

第10条 知事は第7条の規定により県が特許を受ける権利を取得し、かつ、当該発明について特許出願をしたとき、又は、第8条第2項ただし書の規定による特許出願をした場合において、当該出願に係る発明について特許を受ける権利を取得したときは、当該発明に係る発明者に対し出願補償金として権利1件につき1万円を支払うものとする。

(登録補償金の支払)

第11条 知事は、第8条の規定により特許出願をした発明について特許権を取得したとき、又は第7条の規定により県が特許権若しくは専用実施権を取得したときは、当該取得に係る発明者に対し、登録補償金として権利1件につき2万円を支払うものとする。

(実施補償金の支払)

第12条 知事は、第7条の規定により県が取得した特許を受ける権利、特許権又は専用実施権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、実施補償金として、毎年度における収入を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額を、当該年度の翌年度の7月末日までに支払うものとする。

一 100万円以下の金額 100分の50

二 100万円を超える金額 100分の25

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより補償金を支払うものとする。

(発明者が負担した特許出願手数料等相当額の支払)

第13条 知事は、第7条の規定により県が特許を受ける権利若しくは特許権を譲り受け、又は専用実施権の設定を受けた場合において、発明者が既に出願手数料、出願審査手数料等特許出願のために直接必要とする費用を支出したときは、発明者の申出により当該費用に相当する額を発明者に支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第14条 第10条から第12条までに規定する補償金又は前条に規定する特許出願のために直接必要とする費用(以下「補償金等」という。)は、支払を受ける権利を有する発明者が2人以上ある場合、それぞれ

の持分に応じて支払うものとする。

(補償金等支払の通知)

第15条 知事は、第10条から前条までの規定により補償金等の支払の決定をしたときは、通知するものとし、その通知については、第5条第2項の規定を準用する。

(不服の申立)

第16条 発明者は、その発明に係る第5条の規定による認定若しくは決定又は補償金等に関する決定に不服のあるときは、これらの通知を受けた日から1月以内に、知事に対し不服申立書(第5号様式)により不服の申立をすることができる。

2 知事は、前項の申立を受けたときは、申立に対する決定を行ない、不服の申立を受けた日から2月以内にその結果を申立人に通知するものとする。

(職務発明審査会)

第17条 次の事項を審議するため山梨県職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 補償金等に関すること。
- 二 前条第1項の規定による不服の申立に対する決定に関すること。
- 三 その他知事が特に必要と認めた事項

第18条 審査会に会長、副会長及び委員若干人を置く。

2 会長は総務部長を、副会長は財源確保・資産活用推進課長をそれぞれ充て、委員は職員のうちから知事が任命する。

第19条 会長は、会務を総理し、審査会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第20条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

第21条 審査会の庶務は、総務部財源確保・資産活用推進課において処理する。

(転任、退職等における補償)

第22条 発明者が有する補償金等の支払を受ける権利は、当該発明者が転任し、又は退職した後も存続するものとし、当該発明者が死亡したときは、その相続人が承継するものとする。

(秘密の保持)

第23条 発明者、審査会の委員その他関係者は、発明の内容その他発明者及び県の利害に関係のある事項について、当該発明が出願公告されるまで、その秘密を守らなければならない。

(考案等に関する準用)

第24条 第2条から前条までの規定は、考案及び意匠の創作並びに種苗の育成について、準用する。この場合において、考案及び意匠の創作については、第10条中「1万円」とあるのは「5千円」と、第11条中「2万円」とあるのは「1万円」と読み替えるものとする。

(実施規定)

第25条 この規則の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、既に県が職員から取得した特許を受ける権利、特許権、実用新案の登録を受ける権利、実用新案権、意匠の登録を受ける権利及び意匠権については、第10条から第13条までの規定を適用する。
- 3 この規則の施行の際、既に県が職員から取得した特許を受ける権利、特許権、実用新案の登録を受ける権利、実用新案権、意匠の登録を受ける権利及び意匠権については、それぞれこの規則による職務発明に基づく特許を受ける権利、特許権、実用新案の登録を受ける権利、実用新案権、意匠の登録を受ける権利及び意匠権とみなす。

附 則（平成18年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の山梨県職員職務発明等取扱規則（以下「新規則」という。）第10条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に県が行う特許出願又は第8条第2項ただし書の規定により発明者が特許出願をした場合における特許を受ける権利の発明者からの取得に係る出願補償金から適用し、施行日前に県が行った特許出願又は第8条第2項ただし書の規定により発明者が特許出願をした場合における特許を受ける権利の発明者からの取得に係る出願補償金については、なお従前の例による。
- 3 新規則第11条の規定は、施行日以後に取得する特許権又は専用実施権に係る登録補償金から適用し、施行日前に取得した特許権又は専用実施権に係る登録補償金については、なお従前の例による。
- 4 新規則第12条の規定は、平成18年度の収入に係る実施補償金から適用し、平成17年度以前の年度の収入に係る実施補償金については、なお従前の例による。
- 5 前3項の規定は、考案及び意匠の創作並びに種苗の育成について、準用する。

附 則（平成19年規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第12号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【特許法第 35 条抜粋】

(職務発明)

- 第 35 条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。
- 2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。
 - 3 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。
 - 4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第 34 条の 2 第 2 項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の金銭その他の経済上の利益（次項及び第 7 項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。
 - 5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。
 - 6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。
 - 7 相当の利益についての定めがない場合又はその定めたところにより相当の利益を与えることが第 5 項の規定により不合理であると認められる場合には、第 4 項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。